年 月 日

第25号様式（第17条関係）

高知県土佐清水市長

※この通知書は、黒色の電子公印を使用しています。

 　　 年度

　　　　　　　 高額所得者認定通知書

団地

枝

棟

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  |  |  |
| 枝 | 枝 | 枝 |

さきの収入報告による調査の結果、土佐清水市営住宅管理条例第29条第２項の規定により高額所得者と認定し

ます。後日、同条例第32条第１項の規定により明渡しを請求します。

　なお、同条第３項の規定による明渡しまでの間は同条例第33条の規定による家賃を支払ってください。

|  |  |
| --- | --- |
| 住 宅 名 |  |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 合計所得金額 | 合計控除金額 | 控除後の所得 | 認定月額 |
|  | 区分 |  |  |
| 入居者 |  | 続柄 | 所得金額 |
|  |  |  |  |  | 家賃　① |  |
|  |  |  |  |  | 近傍同種家賃　② |  |
|  |  |  |  |  | 負担調整減額　③ |  |
|  |  |  |  |  | 減免額④ |  |
|  |  |  |  |  | ※①は②を超えない |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |
|  |  |  |  |

　　　　　　　　　　　　　　　　　 ※区分：配・・・配偶者　非・・・非同居者

|  |  |
| --- | --- |
| 入居者負担額 | 　 （①又は②）－③－④　　　 円　 （ 　　 年 月　より新家賃で徴収開始） |

備考　この高額所得者認定に異議がある場合は、この通知書を受け取った日から30日以内に所定の用紙により意

　　見を申し立てることができます。

　　　また、本人又は同居の親族の異動、失・退職等により所得基準を超過しなくなったときも意見を申し立て

　　ることができます。